

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月 二十七日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団野津医院	鳥取市卯垣四丁目一〇一	令和八年十月一日
鳥取北クリニック	鳥取市賀露町四〇一二番地	〃
かたやま心の健康クリニック	米子市長砂町五四―一三	令和八年十月二十五日
二部診療所	西伯郡伯耆町二部六五二番地一	令和八年十月七日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和

八年

八月

二十七日

中国四国厚生局長

竹林

經治

							本荘齒科クリニック	名 称
							鳥取市古海六六四―一六	所 在 地
							令和八年十月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月 二十七日

中国四国厚生局長
竹林 経治

[illegible]